



# 王族射殺事件と非常事態宣言

つじ た ゆう こ  
辻田 祐子

### 概 況

2001年のネパールでは、王族射殺事件と、ネパール共産党毛沢東主義者(以下、毛派)のテロ活動一掃のための非常事態の発令、という国家体制の根幹を揺るがす2つの危機が発生した。6月1日の王族射殺事件ではピレンドラ国王夫妻ら10人の王族が死亡した。政府の対応の遅れ、王室の閉鎖性、毛派による混乱の利用などが、王室に対する国民の不信感を高め、それは抗議運動に発展した。政府の事件調査委員会は皇太子(事件当時)の犯行との結論を出したが、必ずしも国民は納得していない。民主化以降、不安定な議会制民主主義とは対象的に安定を保ってきた君主制は、わずか4日で3人の国王が交代したこの事件を通じて、脆弱な一面を持つことを露呈した。

国内政治では、1997年以降の政局の流動化でほとんど対策のとられなかった反政府武装組織毛派の活動に対し、コイララ首相が新機軸となる警察武装化などを打ち出した。しかし、7月に毛派對策をめぐる国軍との確執からコイララ首相が辞任、続くデウバ政権は毛派との会談を推進して、8月以降3回の和平会談が実現した。ところが話し合いが十分進まないまま、11月末に毛派が一方向的に会談を放棄、全国で攻撃を再開した。この毛派の宣戦布告を受けて、11月26日に国王は全土に非常事態を宣言、国軍による毛派の掃討作戦を開始している。

経済では、2000/01年度のGDP成長率は5.8%が見込まれ、前年度には及ばなかったが比較的好調な経済状態であった。

対外関係では、ネパールの最大の貿易相手国であるインドとの貿易条約の改定交渉が行われた。非常事態宣言の発令で交渉は一時中断、2002年3月までの現行条約の延長が決定している。

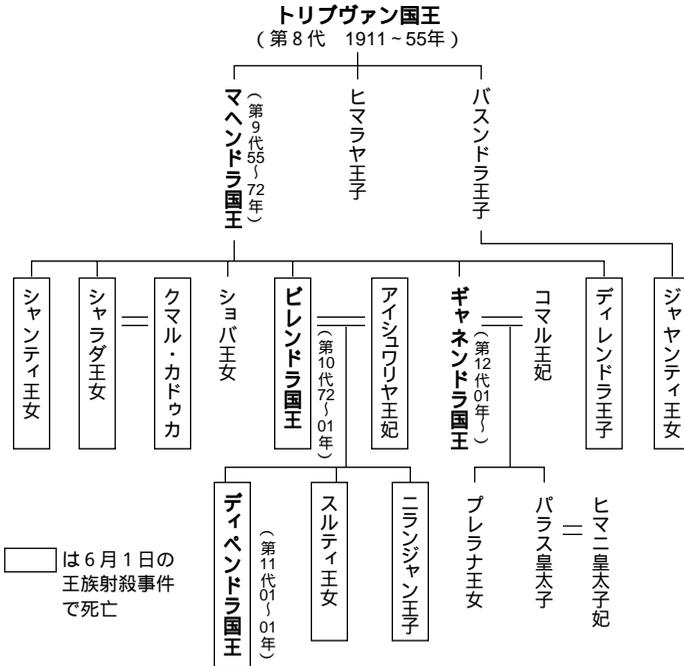
## 国内政治

### 王族射殺事件

6月1日、首都の王宮で月に一度催される王族の内輪の集まりで、ピレンドラ国王夫妻ら王族10人が射殺される事件が発生した。事件の第一報は外国のメディアや口コミにより広まったが、政府の公式発表はすぐには行われなかった。まずこうした政府の対応の遅れが、正確な情報を求める国民の間に混乱が広がった原因と考えられる。ようやく2日午後、政府は国王夫妻ら8人の死亡と王室会議の次のような決定を発表した。重体のディペンドラ皇太子が王位を継承し、故ピレンドラ国王の弟ギャネンドラ殿下が摂政として国王の任務を代行する。しかし、詳しい情報を求めて王宮前に集まった人々が警察と衝突、同日夜に国王夫妻らが荼毘に付される際には、首相の車への投石騒ぎに発展した。

王室の閉鎖性も国民に抗議行動が広がった原因として挙げられる。3日の朝、摂政のギャネンドラは、王族の死亡は王宮内で自動小銃が突然暴発した「事故」と強調した。王室は国民の混乱を防ぐためにこの発表を行ったと思われるが、不信感を募らせた市民が王宮通りなどで再び警察と衝突、首都は騒乱状態に陥る。

図1 国王継承図



(注) 各国王の下に王位在位期間を示した。ただしギャネンドラ国王は1950年11月から1951年2月までマヘンドラ国王一家がインドに亡命した際に、当時ネパールを支配していたラナ家により国王に擁立されている。

(出所) 著者作成。

翌4日、重体のディペンドラ国王が死亡、王室会議で摂政のギャネンドラの国王即位が決定する。事件当日首都を不在にしている難を逃れたギャネンドラ新国王は、ホテル、タバコ、紅茶、造船などいくつもの企業の経営者として最貧国の富を独占し、なおかつ民主化に最後まで反対したと噂される強権的なイメージを一般に持たれている。また、ビレンドラ前国王一家が全員死亡したのとは対照的に、ギャネンドラ一家は全員生き残っている(図1参照)。こうした事情を背景に、ギャネンドラの国王即位に抗議する街頭行動が激しくなったため、王位継承式は外出禁止令の下、厳重な軍の警護に守られて行われた。続いて外出禁止令を敷いたまま同日の夜、ディペンドラ国王の葬儀が営まれている。国民の目を避けるように事件の渦中の人物の遺体を茶毘に付したことが、国民の猜疑心をさらに強めた

のであろう。政府は、翌日も首都圏に外出禁止令を發布して事態の收拾を図らざるをえなかった。

4日夜、即位したばかりのギャネンドラ国王は、事件の真相を究明するために最高裁長官を委員長として下院議長、野党第一党の党首からなる調査委員会の設置を発表した。しかし、翌5日になり統一マルクス・レーニン主義ネパール共産党(UML)書記長は、委員会の設置は憲法に則り、国王ではなく首相により行われるべきとして委員への就任を拒否した。政府与党の対応が遅れる中で、野党第一党は憲法遵守の姿勢をアピールしたと見られる。

毛派にもこの機会を利用しようとする動きがあった。毛派幹部は、国軍派遣によって毛派を鎮圧する考えには消極的であったビレンドラ国王を賞賛、王族の射殺は陰謀であると発表した。この声明が非政府系の *Kantipur* 紙に掲載されると、6日に同紙社長ら幹部3人が治安妨害罪で逮捕される。このような新国王への批判の取り締まりと見られる政府の対応は、国内外の報道陣に対して自制を求めるなど次第に強まった。ところが、むしろ政府の懸命な報道規制のために、また、事件が衝撃的だっただけに国民の間では憶測や噂が駆けめぐり、ディペンドラ皇太子の犯行と結論づけようとする政府と王室は信用できないという雰囲気生まれていった。一方で、王族関係者の中には調査委員会の調査が完了する前に記者会見を開き、事件はディペンドラ皇太子の犯行と発表する者が現れている。

14日、事件調査委員会は国王に報告書を提出、すぐに記者会見を開いた。大方の予想通り、ディペンドラ皇太子が酒と麻薬による酩酊状態で王族を射殺した後、自殺したとの結論であった。ところが、肝心の動機については、国王夫妻が皇太子と親しい間柄にあったとされる女性との結婚に反対していた点に若干触れただけで、断定は避けられた。報告書はその他の多くの疑問にも答えておらず、国民に根強い陰謀説を覆すほどの説得力はない。しかし懸念された国民の抗議行動は起こらなかった。それは、次のような理由によると考えられる。

憲法上、国王はネパールの国と人民の統合の象徴と規定されている。だが、必ずしも「君臨すれども統治せず」というわけではない。例えば、国王は一部の上院議員の選出、法案裁可権、国軍最高司令官のポスト、非常事態宣言発布の権利を持つ。それゆえに民主化後も国王の「政治行動」が少なからず政治家やマスコミの批判の対象となってきた。ギャネンドラ国王は、国王としての最初の仕事となった上院議員の選出ではまずまずの評価を受けた。他方、10月の長男パラスの皇太子就任については一部で批判も噴き出している。パラスは過去のような問題

ある行動から、皇太子にはふさわしくない人物とみなされている。しかし、ほとんどの王族男性が射殺事件で亡くなってしまい、王位を継承する者が他にいない。さらに民主化以降、議会政治では短命政権が続き、1990年の国王親政体制から民主化への暫定政権を含めるとすでに11の内閣が誕生している。対照的に、王室は常に安定した存在と見られてきた一面がある。結局、国民は王族射殺事件の難を逃れた負のイメージを抱える新しい国王父子を当面の間は受け入れて、その振舞いを見極めようとしているように思われる。裏を返せば、立憲君主制の一方の核である「君主」は潜在的には不安定な要素を抱え込んだと言える。

### コイララ首相の辞任

2000年3月に4度目の首相の座に就任したG・P・コイララの2001年の最初の閉門は、党総裁選であった。コイララ首相は、2000年12月末に与党内の対立派閥から提出された首相不信任案を否決で乗り切ると、圧倒的有利が伝えられるまま、1月下旬のネパリー・ कांग्रेस( NC )党大会を迎えた。党大会ではまず、党規則の一部改正が承認された。最大の改正点は、従来からの党総裁と五つの開発地域の代表に加え、中央執行委員の半数など多くのポストに選挙制が導入されたことである。焦点の党総裁選は22日に各郡の代表団による投票が行なわれ、コイララが936票、対立派閥のデウバが507票、R・ジョシが10票を獲得して、コイララが再選を果たした。デウバは、コイララの首相と党総裁の二つのポストの独占を阻止しようと党内民主主義を訴えたが及ばなかった。しかし、1996年に実施された前回の総裁選での反コイララ票は18%に留まったが、今回は35%にまで上昇している。

次にコイララ首相が直面したのは、ロイヤル・ネパール航空( RNAC )の航空機リース汚職疑惑( 後述 )である。まず、党内で対立するデウバ派閥は疑惑が解明されない限りコイララ内閣への入閣を拒否する意向を明らかにした。続いて国民友愛党( NSP )を除く野党も、首相の辞任を要求して上下両院での議事進行妨害と退場を繰り返した。さらに NSP を含む野党は、首相の打ち出した武装警察法と地方行政法改正の二つの毛派対策法案に反対して辞任要求を強めた。野党の反発を招いたのは、警察の武装化が国軍派遣の布石になる可能性が高いにもかかわらず国会での審議以前に法案を国王勅令として発令していたためと見られる。国会審議の正常化のためと野党話し合いが何度か持たれたが、冬期国会は最後まで空転したまま閉会した。重要法案の審議はすべて棚上げされるという民主化後もっと

も収穫のない国会であった。

コイララ首相の辞任に固執する UML を中心とする左派 6 党は、国会終了後も抗議集会、交通機関の遮断、灯火統制を続けた。さらに 5 月に RNAC の汚職疑惑に関する権力乱用調査委員会 (CIAA) の捜査がコイララ首相に及ぶと、3 日連続で全国ゼネストを実施している。しかし左派の一連の首相退陣要求は、市民生活に支障が生じ、世論の支持を得られなかったため、首相辞任の十分な圧力にならなかった。むしろ、7 月 19 日にコイララ首相が国営テレビとラジオを通じて発表した「民主主義を守り、国家の直面する問題を解決し、党内の結束を維持するための」辞任のきっかけとなったのは、7 月 12 日に毛派がロールパ郡の警察署を襲撃して、70 人前後の警官を誘拐した事件が発端と見られる。誘拐事件現場に「自衛目的」の国軍が配備された際、折から対立していた首相と軍の間に確執が起こったと伝えられた。コイララ首相の側近は、「軍が首相の命令に従わなかったため辞任した」と明かしている。

### ロイヤル・ネパール航空の機体リース汚職疑惑

国営ロイヤル・ネパール航空 (RNAC) は 1993 年の自社機売却以降、国際線と国内線の運行を、残されたわずか 2 機の自社機と外国航空会社から航空機のリースでまかかってきた。RNAC は 1990 年から 10 年間で 13 人の社長が就任するなど政治的介入が頻繁に行なわれ、なかでも航空機のリース契約は多額の外貨が動くために、与野党を問わず政治家の汚職の温床と目されている。2001 年 5 月下旬、下院会計検査委員会 (PAC) は、RNAC と中国南西航空との 9 度のすべての契約、特に 4 番目 (1999 年 3 月) と 9 番目 (2000 年 9 月) の契約に不正があると結論した。4 番目の契約当時の民間航空大臣は UML、9 番目は NC 所属議員である。このような RNAC 関連の汚職の中でもコイララ政権を揺るがず最大のスキャンダルに発展したのは、ラウダ・エアーとの契約である。

2000 年 3 月末、RNAC は中国南西航空とのリース契約を終了する予定であった。だが、国際入札の手続きに問題が生じたため契約を延長する。その後 2000 年 7 月には、オーストラリアのアンセット航空との契約がいったん決定するが破棄されている。この背景には、チャタウト民間航空相の何らかの関与があったと指摘されるものの、契約破棄の公式理由は、国際路線の拡大に大型機を必要とするためと発表された。2000 年 10 月初旬、今度はラウダ・エアーとの契約が閣議で承認される。ところが、PAC は契約手続きに不備があるとして、11 月に 2 度にわ

たってリース契約の中止を RNAC に命じる。RNAC は命令に従わなかった。1 度目はすでに保証金の支払いを済ませていたため、2 度目はラウダ・エアー機がすでにヨーロッパを出発してカトマンドゥに向かっていたため、と RNAC 発行の『ラウダ・エアー白書』は弁明している。

この契約が RNAC の過去の数多くの契約以上に紛糾したのは、社内の三つの労働組合が、18カ月で18億7000万<sup>ドル</sup>におよぶ支払いは財政破綻を招くとして反対し始めたためである。実際、2001年に入って従業員への給与が一時的に滞っていた。これには、1992年以降、国内路線に民間航空会社の参入が認められ、激しい価格競争の結果、RNAC には採算割れの国内路線の運行が大きな負担となっていた事情がある。

さらに反対の追い風となったのは、2001年1月に開始された CIAA の捜査である。1月中旬に RNAC のシュレスタ社長が捜査の対象となったのに続き、チャウト民間航空相も取り調べを受けた。民間航空相は不正への関与を否定しながらも、道義的な理由で大臣職を辞任した。次いで疑惑はコイララ首相にも向けられた。しかし、首相は「ラウダ・エアーとの契約は不必要に政治問題になった」とコメント、自らの汚職疑惑が摘発されたならば辞職すると強気の姿勢を崩さなかった。ついに5月に入って首相に CIAA からの公式の書簡が届けられたが、首相はリース契約への直接的な関与を否定する返信を出したと見られる。

5月下旬、CIAA は次のような曖昧な結論を出した。不正は外貨認可に関連して発生したため、首相は直接関与していない。しかし契約は閣議決定に基づいているため閣僚は契約に責任がある、というものであった。記者会見を開いた CIAA の幹部の間でも見解の相違が見られ、首相の関与を明確に否定する者がいる一方で、首相が汚職に関わったかどうかを判断するのはマスコミであると述べる者もいた。この結論に対するそれぞれの解釈に基づき、野党は首相辞任要求運動を強め、与党内の首相の取り巻きは首相を慰留した。最終的にラウダ・エアー契約の汚職疑惑は、反汚職法違反で当時の民間航空大臣や RNAC 社長ら10人が起訴され、またラウダ・エアーとの契約も中止になって一応の決着を見た。しかし、肝心の汚職防止の対策は進んでおらず、再発の可能性はなくなっていない。

### コイララ政権の共産党毛沢東主義者対策

政府が毛派對策に本腰を入れ始めたのは、2000年9月のドルパ郡の政府機関の襲撃を契機とする。コイララ首相が打ち出した対応策は、主に次の四つであった。

第一に、毛派との対話である。2000年10月末に非公式な対話を持ったが、毛派が要求した政府の拘留下にある党幹部の釈放をめぐる対立、話し合いの機会は失われた。第二に、警察の武装化である。コイララ首相は、毛派に対して国軍派遣もやむなしとの強硬姿勢を示していた。対照的に国軍幹部、野党、人権活動家らは毛派の活動を政治問題と捉えており、軍投入には反対であった。4月に行われた民間の世論調査でも約76%が毛派との対話によって問題を解決するべきと答えている。最終的には警察の武装部隊結成で決着する。第三に、地方行政の強化である。各地域に行政官を配置して、軍、警察、武装警察の活動を調整させる地方行政法の改正に着手した。さらに地方政府による危険分子の拘留や活動の取り締まりを可能にする治安維持規則を發布した。政府はまず国王の勅令として警察武装令と地方行政法第4次改正令を發布、毛派対策の目玉となる警察の武装化訓練を急いだ。その間に毛派活動地域への国軍派遣を既成事実化する名目になったのが、第四の毛派対策、「総合安全開発プログラム」(ISDP)の実施である。ISDPはもともと貧困地帯である毛派活動被害地域の救済と開発を目的としており、具体的にはインフラの整備や教育など社会開発プログラムが含まれる。資金の半分近くを対外援助に依存せざるをえない苦しい財政状況の中、インフラ建設と治安維持の「自衛のための」国軍が各地に派遣された。

一方、毛派の活動は2001年に入って一層過激化する。まず目立つのが警察武装化への反発と見られる警察への集中攻撃である。さらに2月に開催された毛派の全国党大会も、その後の活動の展開に大きな影響を及ぼしたと見られる。毛派機関紙によると、党大会で党首にはプラチャンダが就任、従来の「マルクス・レーニン・毛沢東」主義に加えて、「プラチャンダの道」が採択されたという。これは次の二つのことを意味する。ひとつは、大衆武装蜂起である。毛派は恐喝、略奪、誘拐、襲撃などの活動の拠点となってきた農村部に加え、都市部での暴力的な手段による政治要求を活発化させた。具体的には、系列学生組織による教育改革、労働組合による雇用・労働条件改善、女性組織による賭博やアルコール販売の規制などである。もうひとつは、全政党による暫定政府を設立して憲法改正を行い、ネパールを共和制にすることである。これには、毛派が各地で樹立した、政府の行政組織に並立する人民政府を正当化する狙いもあると見られる。毛派機関紙は、9月上旬時点で全国75郡のうち22郡で人民政府が樹立されたと発表しており、内部では租税徴収、裁判、学校運営、集団農業、森林管理などが実施されていると言われる。

## デウバ政権の共産党毛沢東主義者対策 和平会談から非常事態宣言の発令へ

7月22日、NC下院議員の投票で、デウバがスシル・コイララ党幹事長を破って首相に就任した。デウバは、1995年から97年にかけて1年半の間NC、NDP、NSPの連立内閣で首相を務めて以来、二度目の首相就任となる。デウバの党内の支持基盤は弱い。党内支持者は今のところコイララ派閥に数で劣る上、親デウバではなく反コイララの寄せ集めである。首相の党内での苦しい立場は、国防、外交、王室問題の重要な三つの大臣ポストを兼任したまま、41人も閣僚を任命したことにも反映している。にもかかわらずデウバが首相に選出されたのは、与党内の若手の中で唯一、重要な政治の課題である毛派対策を明確に打ち出しており、元コイララ派閥の実力者カドゥカらが支持に回ったためと見られる。

デウバは、1999年から2000年まで毛派問題の解決方法を模索する政府委員会の委員長を務めた経験を持つ。当時、野党各党や人権活動家と話し合いを重ね、対話こそ問題解決の道と政府に進言していた。当然、デウバは首相就任早々に毛派との対話に意欲を見せ、会談のための停戦を呼びかけた。明らかに対毛派強硬派のコイララ前首相とは異なる姿勢である。そのためか、コイララ政権時代には政府との会談には応じないと頑なな姿勢を示していた毛派も、会談に応じる旨を発表した。しかし、会談承諾は次の攻撃までの単なる時間稼ぎにすぎない、あるいは毛派内部は会談に前向きな穏健派に代わって武力闘争を貫くべきとする強硬派の勢力が拡大しているとの警戒論が消えなかったのも事実である。

まず、直接会談の実現に向けての環境づくりが始まった。政府は、身柄を拘束している毛派党員の釈放を開始し、毛派系列女性組織に34項目の要求に応じると約束する。一方で毛派も誘拐した警察官を解放するなど一定の努力が見られた。8月末に政府代表団と毛派との会談が開始された。毛派は、2002年に予定される地方選挙への参加の可能性が囁かれるなど、会談にはある程度前向きに取り組んでいると見られた。事実、会談は3回まで続き、第4回の会談の実現に向けて、政府が治安維持規則の撤回や政府の拘束下にある毛派党員の所在を明らかにすると表明すると、毛派は三つの要求のうち共和国制の樹立については当面要求しないという柔軟な態度を見せている(他の二つは、全政党による暫定政権づくりと憲法改正)。

しかし、毛派は突然方針を転換した。政府とこれ以上の対話は無意味との声明を発表、11月23日に国内の多くの地域で発砲、爆弾攻撃を再開した。その上で、「ネパール解放軍」の結成と中央政府にあたる「連合革命人民評議会」の設立を

表1 非常事態宣言に関する憲法条項(要約)

## 第115条(非常事態権限)

- (1) 戦争、外部からの侵略、武装反乱、経済混乱のいずれかにより国家の主権、統合、安全に重大な非常事態が生じた場合には、国王はネパール王国全土または特定の地域に非常事態の宣言または命令を発布することができる。
- (2) 非常事態の宣言または命令は、承認を得るために発布日から3カ月以内に下院に提出される。
- (3) 下院の出席議員の3分の2以上の多数により承認されたときには、非常事態は発布日から6カ月有効となる。
- (4) 下院議会が承認しなかった場合には、非常事態は効力を停止する。
- (5) (3)に述べる期間満了前に下院が出席議員の3分の2以上の多数で非常事態の存続を承認する決議を可決したときには、非常事態は決議で指定する6カ月以内の1期間延長できる。議長はこの延長を国王に通知する。
- (6) 下院が解散中のときには上院が(2)~(5)の権限を有する。
- (7) 非常事態が宣言された後に、国王は緊急事態に対処するのに必要な命令を発布することができる。
- (8) 国王が非常事態を宣言する時、憲法の第12条(1)自由権、(2)(a)意見・表現、(b)集会、(d)移動・居住、(e)交易の自由権、第13条(報道・出版の権利)、第15条(予防拘禁に関する権利)、第16条(情報に関する権利)、第17条(財産に関する権利)、第22条(プライバシーの権利)、第23条(憲法救済に関する権利)を施行中停止することができる。
- (9) 非常事態発令中には、基本的権利の施行のための誓願や質疑は法廷で行うことができない。
- (10) 非常事態継続中に、公務員が法律に反して個人に被害が生じた場合には、宣言の終了日から3カ月以内に補償を求める誓願を行うことができる。
- (11) 国王はいつでも非常事態を解除できる。

宣言している。毛派のこの新たな宣戦布告に対し、政府と与党中央委員会は国軍派遣の意思を固め、国防会議で正式に国軍の派遣を決定した。26日、憲法に基づいて国王が非常事態を宣言、あわせてテロ・破壊活動防止・処罰令(「参考資料」参照)の施行を発表した。ついに、政府は国軍を中心とした毛派の掃討作戦に乗り出したのである。

政府が非常事態宣言を出してまで国軍の投入を決定した理由には、主に二つ考えられる。第一に、国軍の出動に反対してきた国軍、野党、国民が政府支援に回

表2 非常事態における報道規制要項(11月28日情報通信省発表)

報道可能な事項

- ・テロリストである共産党毛沢東主義者の犯罪行為。ただし、テロリストの士気を高揚するものであってはならない。
- ・ネパール国軍、警察、公務員の勇氣ある行動及び功績。
- ・政府の公式発表。

報道禁止の事項

- ・国王および王族に対する憎悪および非礼を引き起こすことを目的とする報道。
- ・ネパール王国の領土および統合を脅かす報道。
- ・ネパール国内の安全、平和、秩序を乱す報道。
- ・異なるカースト、コミュニティ、宗教、階級、地域の人々の間に誤解や憎悪を作り出す報道。
- ・ネパール王国憲法に反する報道。
- ・多党制民主主義の基本的価値を破壊する報道。
- ・国家の尊厳や社会的統合を破壊し、恐怖を引き起こす報道。
- ・国軍、警察、公務員に対する憎悪を作り出し、彼らのモラルや尊厳を低下させる報道。
- ・テロリストである毛派を支持する報道。
- ・政権を打倒することを目的とした報道。
- ・国民に恐怖を植え付ける報道。
- ・カースト、言語、宗教、文化を理解、尊敬せず、卑下する報道。

る可能性が高まったことである。初めて毛派の攻撃の対象となった国軍は、政府に対して「適切な対応」を求めたとされる。野党第一党のUMLも共産党各派が会議を持った8月以降、毛派批判の立場を明らかにしていた。一般市民の間でも毛派の寄付金強要に対する反発が強まっており、特に農村部では毛派と反毛派の衝突が増えていた。第二に、アメリカの同時多発テロ事件以降、国際的に反テロリズムの機運が高いことが挙げられる。アメリカのテロ事件後、インドはテロ防止の強化に乗り出した。その煽りを受けて毛派も西ベンガル州の拠点から引き揚げたと伝えられる。今回初めて政府は毛派をテロリストに指定することで、インドから軍備を含む「あらゆる支援」を引き出すことに成功している。

経

済

## 2000/01年度の経済情勢

2000/01年度(2000年7月～2001年7月)の実質 GDP 成長率の予測値は5.8%であり、農業と輸出が好調だった前年度の6.4%を下回った。農業部門の成長率は、前年度の5%から4%に鈍化、農業展望計画(1995～2015年)の目標値である農業生産の年成長率5%に及ばなかった。後進地域にも配慮した細かな農業政策が打ち出され、天候にも恵まれて前年度比でコメ4.6%増、各種商品作物7.3%増の生産増となった。ところが、コメの価格の下落から小麦、大麦、ミレットなどに対する需要が減少してこれらの価格が下落、生産量や作付面積が低下した。非農業部門の成長率は7.4%から6.9%に鈍化した。サービス部門が前年比16.5%増と好調だったが、工業生産指数が前年度の8.7%増に比べて3.6%増と伸び悩んだように製造業が不振であった。特にタバコ、化繊、電気・工作機械の生産が落ち込んでいる。

国際収支(当初8カ月)では、輸出の伸びが前年度の44.7%増から19.7%増に鈍化した。対インド向け(輸出のシェア45.5%)が80.5%増から27.0%増、インド以外の国向けが25.3%増から14.0%増にそれぞれ低下している。インド向け輸出は、工業製品に伸びが見られたが、前年度の輸出大幅増加を牽引した歯磨き粉、化粧品、石鹸、豆類などの同国向け主要輸出品が前年度比マイナスに転じた。インド以外の国向けでは、輸出の80%強を占める毛織カーペットと縫製品の2品目が減少に転じている。主要輸出品である縫製品やカーペットの工場は、毛派系労働組合による寄付金の強要や雇用問題につけこまれた脅迫を受け、操業停止や閉鎖に追い込まれていることと、加えて縫製品に関しては近年輸出好調のパシュミナが統計上縫製品から除外されたことが輸出減の原因であると指摘できる。一方、輸入は、農産品の輸入関税引き上げや金銀の個人輸入を禁止して取引を中央銀行に一本化した影響で、対インドが13.5%増(輸入のシェア38.1%)、対インド以外の国が5.4%増、全体としては前年度の22.2%増から8.5%増に低下した。輸入の伸びが抑えられたため、貿易赤字は当初6カ月で47億5300万<sup>ルピー</sup>となり若干改善した。貿易赤字の若干の回復に加えて海外からの送金も順調に増加したが、観光業の低迷などによるサービス収入の低下が足をひっぱる形となり、経常収支赤字は増加が見込まれる。主要な外貨獲得部門である観光業の停滞は、1999年12月のインディアン・エアラインズのハイジャック事件、2000年12月のホテルのストライキ、同

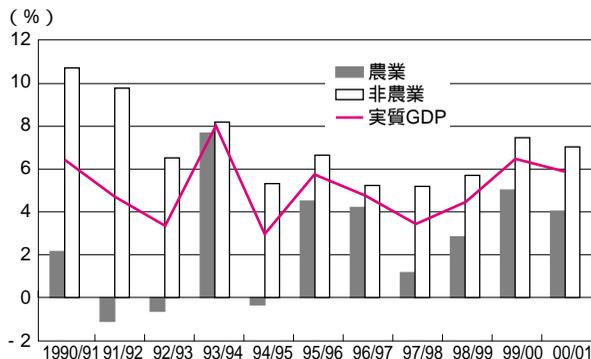
月の反インド暴動などの影響である。インド人を中心とする観光客数(2000年暦年)は対前年比9.1%減となり、平均滞在日数も12.8日から12日へと減少したため、外貨獲得額に占める観光業の割合は、輸出が伸び悩んだにもかかわらず前年度の12.9%から5.1%(当初6カ月の暫定値)にとどまっている。資本収支

では、海外からの借款・援助は増額となる一方で、近年減少傾向にある海外直接投資は有効な投資誘致政策を打ち出せず、治安の不安定化も手伝って引き続き減少した。

全国都市消費者物価の上昇率は2.1%に抑えられた。石油・電気・水道の上昇率が26.9%に達したのに対し、穀類14.4%、コメ15.2%、食用油9.1%など食糧価格が軒並み低下した。農業生産が比較的好調で食糧供給が十分な上に、インドから低価格の食糧が流入(ただし、農産品の輸入関税引き上げで輸入量は前年度に比べて減少)したためである。国際原油高による石油製品価格の高騰を、食糧価格の低下が物価上昇率を抑制する形になった。

2000/01年度の経済は前年度を下回るものの比較的好調であった。しかし2001/02年度(2001年7月~2002年7月)の実質GDP成長率は、3%前後への大幅下降が見込まれる。主な要因は、農業、製造業、観光業の不振である。農業は東部を中心として雨期の天候が不順であった。製造業の停滞には毛派活動の影響が挙げられる。11月末の非常事態宣言は、主要な外貨獲得分野である観光業(2001年の観光客数は前年比16.6%減)をはじめ、経済にさらなるマイナスの影響を及ぼすことが予測される。

図2 農業部門・非農業部門・実質GDPの成長率の推移



(注) 1998/99および1999/00年度は修正推計値、2000/01年度は推計値。

(出所) His Majesty's Government, Ministry of Finance, *Economic Survey Fiscal Year 2000/2001* より筆者作成。

## 金融改革の現状

2000年4月のネパール支援国会議で設定された金融改革の主な短期目標は、中央銀行の機能の強化、政府系商業銀行の経営改善、金融部門の法的・制度的強化である。

第一に、中央銀行であるネパール国立銀行(NRB)の機能の強化はほとんど進展しなかった。NRB 総裁の指名が与党内の政争に利用され、わずか1年余りの間に延べ3人も総裁が誕生したためである。ようやく2001年度に入って、新しい監査のガイドラインの導入、資本金、クレジットの格付け、引当金、ローン債務額に関する新しい基準が導入された。夏期国会では、NRBの独立性を強化し、商業銀行の罰則規定などを盛り込んだネパール国立銀行法などが通過した。

第二に、国立商業銀行(Rastriya Baniya Bank、政府の持株率41%)とネパール銀行(Nepal Bank Limited、100%政府保有)の経営再建である。1996年、貸付金に占める不良債権の割合は、国立商業銀行は27.5%、ネパール銀行は17.5%であると発表、1999年に国立商業銀行は25%程度にやや改善と発表した。2000年に国際会計会社 KPMG Barents が実施した両行の評価はさらに厳しいものであった。両行は事実上破綻状態にあり、負債総額は合わせて150億~300億<sup>ドル</sup>(2億2000万~4億3500万<sup>ドル</sup>)、GDPの4.5~8.5%相当にものぼる。二つの銀行をあわせると国内預金の50%、貸付の55%、農村部の支店の90%以上を占め、貸付先には債務不履行に陥っている大企業が多い。したがって、これらの2銀行の非効率経営による国内経済への影響は小さくない。そのひとつと指摘されるのは、預金金利と貸付金利の差が大きく、低い預金金利が国内資金の動員を抑制し、高い貸付金利が民間投資を抑制している点である。第一次構造調整(1987年度から実質的には1989年のインドによる経済封鎖まで)で商業銀行の金利が自由化され、財務省証券の金利が2.5%引き上げられたにもかかわらず、預金金利は上昇しなかった。第二次構造調整(1992年度から1994年の共産党政権誕生で中止)ではこの二つの銀行の経営改善のため、政府の資本注入などの再建策が採られたが、ほとんど成果はなかった。NRBは預金と貸付の金利差を1993年に6%、1998年には5%以下に抑えるよう指導したが、今のところインフレ率が低下しているにもかかわらず貸付金利の低下は進まず、預金金利(1年間)と工業部門への貸付金利との差は6%台前半(2001年4月半ば現在)である。

今後、世界銀行グループの国際開発協会(IDA)が両行の経営再建に2年間で1000万<sup>ドル</sup>程度の融資を予定しており、2000年9月にコンサルティングの国際入札

を実施した。2002年に入り、ネパール国立銀行にはアイルランドの ICC Bank，国立商業銀行には Deloitte Touche Tohmatsu がそれぞれ経営コンサルタントに決定している。だが、改革に臨むそれぞれの銀行の姿勢には大きな違いが出ている。従業員組合と取締役会の両方が改革に強く反対しているネパール銀行は、下院会計検査委員会に債務不履行者は20人しかいないと報告、技術的なアドバイスのみを受け、現在の取締役会に意思決定権を残すことを主張している。一方、国立商業銀行は改革案に従い、取締役を中央銀行から迎える姿勢を見せている。いずれにしても、世界銀行の融資や IMF の貧困削減成長ファシリティーの融資でも金融改革の実施が条件となっており、ネパールには改革の道を進む以外、選択の余地はない。

第三に金融部門の法律・制度の強化は、予算演説で国立銀行法に加えて、商業銀行法、安全取引法の制定が打ち出され、金融機関信用実現化法が国会を通過、預金取扱金融機関法の国会提出の準備も進んでいる。

## 対 外 関 係

### 対インド関係

対インド関係は、2001年も引き続き安全保障、国境問題、投資・貿易、水資源管理を中心に展開した。特に2001年後半は、ネパール・インド貿易条約の自動更新が12月に迫り、8月にインドが一部条項の見直しを通達してきたため、条約改正に向けての交渉が続いた。条約によりネパールはネガティブ・リスト記載の、タバコ、化粧品、アルコールの3品目を除く、すべての製造品を免税で輸出できる。そのためネパールの対インド輸出は、条約締結年度(1996/97年度)の52億<sup>ルピー</sup>から2000/01年度には273億<sup>ルピー</sup>(暫定値)にまで伸び、また輸出品目も多様化した。したがって、ネパールは条約の自動更新を促進する立場をとる。

インドが見直しを要求したのは、「輸出の急激な伸び」(Export Surge)と「原産地規制」(Rules of Origin)である。まず、インドは表3のようにいくつかのネパール製品の対インド輸出に著しい伸びが見られることを問題として挙げた。これまで特定のネパール製品の輸出が急激に伸びると、インドは業界団体のロビー活動などに対応して、税関検査の厳格化、反ダンピング税、特別関税や本来関税の権利のない州による税金など、さまざまな名目での課税を行い、事実上条約違反を繰り返してきた。一方、ネパールの主張はネパール商工会議所連盟(FNCCI)とイ

**表3 条約改正の争点となった対インド輸出の  
「急激な伸び」の見られる品目**

(単位：100万ルピー)

	1998/ 99年度	1999/ 00年度	2000/ 01年度
食用油	3,146	2,743	3,560
アクリル系	(5,150)	(9,281)	(9,882)
銅線	110	632	2,082
亜鉛酸化物	126	234	286
亜鉛メッキ鉄パイプ	21	65	329
輸出合計	12,530	21,220	27,304

(注) 2000/01年度は暫定値。アクリル系は数量(トン)。

(出所) Federation of Nepalese Chambers of Commerce and Industry からの聞き取り。

セーフガード条項の追加を議論したようである。

もうひとつの争点である原産地規制に関しては、インドは第三国から流入した製品が包装を変えるなどの形でネパール製品に混ざっていると主張し、さらに原材料への付加価値が低すぎる製品も問題とした。例えば、米印合弁企業コダック・ネパールの場合、写真フィルムは製造品に値しないと FNCCI の原産地証明書の発行にインド政府が圧力をかけている。結局コダックは証明書を得られず、ネパールからの撤退を決定した。両国は現地物産調達率50%の条項を前回1996年の条約改正時に廃止しており、この復活が争点となった模様である。

条約は12月初旬に改正される予定であったが、交渉途中でネパールに非常事態が宣言されたため両国は一時交渉を中断、2002年3月5日まで3カ月間の現行条約の延長に同意した。その後、3月6日に5年間有効の条約が発行された。主な改正点は次のとおり。(1)ネパールの対インド輸出のうち、食用油(10万トン)、アクリル系(1万トン)、銅製品(7500トン)、亜鉛酸化物(2500トン)に免税の数量制限を導入、(2)ネパール国内での製造品への付加価値を2002年は25%以上、2003年以降は30%以上に設定、(3)輸出の急激な伸びの被害を受けた現地産業への対応については、両国共同委員会が60日以内に対応策を示さなければ、被害を受けた国が一時的に救済措置をとることが可能、などである。

そのほか、2001年はインドの対ネパール政策が変わりつつあることが示された年でもあった。ネパールは1950年平和友好条約が両国関係を不平等に規定しているとして修正を要求してきたが、インドは一貫して見直しはあり得ないという立

インド工業連盟(CII)の調査に基づく。それによれば、250におよぶ対インド輸出品目のなかで急激な輸出の伸びが見られるのはわずか10品目であり、ネパール製品が急増したとしても、巨大なインド市場のわずか数パーセントにすぎず、影響は小さいはずである。両国は解決策として、ネガティブ・リストへの品目の追加、輸出の急激な伸びの定義、

場をとってきた。しかし、2000年のコイラ首相の訪印時に合意した、ネパールにとっては念願の条約見直しのための外務次官会談が3月に開催された。また5月には、中国の朱鎔基首相がネパールを訪問、ネパールとチベットを結ぶ新たな道路建設に同意した。しかしこの陸路開通にインドは反対を表明しなかった。一連のインドの対応の軟化は、インド・中国関係の改善、インド北部の電力不足をネパールの水力発電が補完する可能性、パキスタンによるネパールでの反インド活動の拡大阻止にネパールの協力取りつけが必要になっているなど、近年の情勢変化が要因として指摘されている。

### 対ブータン関係

2000年12月末、ネパールとブータンは、ネパール国内の難民キャンプに住むネパール系ブータン人難民のブータン帰還に向けた国籍認定を、25歳以下は家族、25歳以上は個人を単位として行うことに合意した。これを受けて、2001年3月下旬に両国の共同チーム10人による難民の国籍の認定手続きが開始された。ところが共同チームが最初の1カ月で認定できたのはわずか233家族、1380人のみで、この速度では10万人と見積もられるすべての難民の国籍認定に約6年を要することになる。8月下旬、認定手続き迅速化のための閣僚会談が開催され、手続きの簡素化に同意した。他方、両国はいまだに国籍認定方法以外の重要な事項に合意していない。11月初旬の外務次官会談でも、どの難民が帰還するべきかの結論は出なかった。ネパールはできるだけ多くの難民の早期送還を望んでいるのに対し、ブータンは難民の受け入れに消極的である。ブータン政府は、大半の難民の出身地であるブータン南部にブータン北部出身者の移住を奨励しているとの報道があり、難民の帰還は年を追うごとに困難になっていると言える。

### 2002年の課題

非常事態宣言は、治安の回復の代償としていくつかの負の影響を伴っている。政治面では2002年に予定される地方選挙の実施が危ぶまれており、経済面では観光業を中心に打撃を受けている。さらに最も重要なのは、憲法で保障されている言論、集会、移動、居住、報道の自由など基本的権利が停止状態にあることであろう。

非常事態宣言は、憲法の規定で発令から3カ月以内に下院議会に提出され、承認されれば3カ月の延長が可能になる。2002年2月21日、下院議会は出席議員3

分の2以上の賛成多数で非常事態の3カ月延長を可決した。今後さらに議会の手続きを経れば、発令から最大12カ月まで延長可能である。しかし、その間に国軍は毛派を一掃して治安を回復することができるのだろうか。報道規制下にあるため国軍の発表から事態を推測するしかないが、非常事態発令後1カ月半で毛派側から9000人の投降者が出るなど、国軍は掃討作戦が順調であると強調している。一方で毛派は得意とするゲリラ戦を各地で繰り広げており、現場での国軍の兵力不足を窺わせる。また、政府は毛派の支援組織や資金源を解明できていないと思われる。すなわち、毛派一掃は容易ではないことが明らかであり、掃討作戦は長期化する可能性が高い。このような状況のなか、2002年に入ってアメリカのパウエル国務長官やイギリス政府高官が相次いでネパールを訪問しており、ネパール政府は、テロへの戦いを進める両国からの軍備支援を考慮していると考えられる。

2002年、政府は非常事態宣言をいつ、何を契機に解除し、その後どのように毛派に対応するのかの決断しなければならない。その際に誰が指導力を発揮するのも注目する必要がある。デウバ首相は、非常事態発令前までコイララ前首相が14項目のアジェンダとして打ち出した土地改革、カースト差別の禁止、女性の地位向上、汚職防止、選挙改革などの経済社会改革に優先的に取り組んだ。重要な問題に関してはしばしば野党と協議を行い、野党もコイララ首相時代に比べて協力的な姿勢が窺える。しかし、与党内部ではコイララ総裁の「非常事態宣言下では挙国一致の組閣が必要」との発言など、首相への返り咲きを狙ったと思われる動きも断続的に続いており、与党内の足の引っ張り合いは収まっていない。一方、ギャネンドラ国王は指導力を発揮しつつある。国王は、議会制民主主義を尊重する姿勢を見せながら、兄のビレンドラ元国王よりも国の運営に積極的な役割を果たしていくと示唆する発言をしている。

(地域研究第1部)

1月1日 ▶左派9党，全国ゼネスト(～2日)。  
3日 ▶ネパリー・ kongress( NC 党総裁選に R・ジョシが立候補を表明。

4日 ▶NC 党下院議員会議。コイララ首相不信任案は41人が投票ボイコットで否決。

5日 ▶モンゴル大統領来訪(～7日)。

8日 ▶バストラ外相，バングラデシュ訪問(～11日)。

15日 ▶ネパール・ルビー切り上げ。

▶共産党毛沢東主義者(以下毛派)，チョードリー科学技術相宅に強盗。

16日 ▶政府，石油製品価格を値下げ。

19日 ▶ポカラで第10回 NC 党大会(～23日)。党規則を改定，党総裁にコイララ首相再選。

22日 ▶国王，武装警察令と地方行政令第4次改正を発布。

24日 ▶千野 ADB 総裁来訪(～27日)。

25日 ▶国王，チャタウト文化・観光・民間航空相の辞任を承認。

29日 ▶外務次官らデリーへ出発。1950年条約の改正に関する外務次官会議(～31日)。

2月3日 ▶毛派，最高裁長官らを襲撃。

5日 ▶左派5党，首相に辞任要求書を提出。

7日 ▶首相，37人からなる新内閣を発表。

8日 ▶第19回冬期国会開催(～4月5日)。

13日 ▶国王，カドゥカ公共事業・計画相の大臣就任拒否を承認。

▶政府と運輸業界団体が会談し，6日間にわたる交通機関のスト終了で合意。

15日 ▶バングラデシュ，インド，ミャンマー，スリランカ，タイ経済協力貿易経済大臣会議にバストラ外相がオブザーバー参加。

19日 ▶下院審議中に与野党議員が乱闘。

20日 ▶国王，国籍法第6次改正について最高裁に意見を求める。最高裁は4月25日に違憲と回答。

21日 ▶遅浩田中国国防相来訪(～24日)。

24日 ▶ロイヤル・ネパール航空(RNAC)，『ラウダ・エアー・リース白書』を発行。

25日 ▶毛派党首ブラチャンダ，最近の党大会で「ブラチャンダの道」を採択し，大衆武装蜂起と「人民戦争」を宣言，と発表。

26日 ▶国王夫妻，中国訪問(～3月4日)。

27日 ▶ホテル従業員組合，ホテルのサービス料金徴収に関する政府委員会報告を不服として3月15日からのストを宣言。

3月5日 ▶首相，フランス訪問(～8日)。

12日 ▶アナン国連事務総長来訪(～13日)。

15日 ▶国王，グプタ農業相とハマル労働・運輸管理担当国務大臣の辞任を承認。

▶政府，10のサービス業のストを禁止。

26日 ▶ネパール・ブータン共同チーム，ブータン難民の国籍認定を開始。

28日 ▶最高裁，国立銀行総裁を解任されたラワルの再任を命じる。首相は，当時蔵相のアチャリヤ国防相の引責辞任願いを認めず。

29日 ▶バストラ外相，デンマーク，フィンランド，ベルギー訪問(～4月11日)。

4月1日 ▶毛派，ルクム郡の警察署を襲撃。警官30人死亡，14人負傷，24人誘拐。

6日 ▶毛派，全国ゼネスト。

12日 ▶国王，国会で審議完了せず失効した武装警察令，地方行政第4次改正令を再発布。

▶パキスタン大使館員を爆薬所持で逮捕。

16日 ▶左派6党，首相辞任を求めて首相の出勤を妨害する行動へ。141人逮捕の混乱に。

24日 ▶ディベンドラ皇太子，日本訪問(～5月3日)。チョードリー科学技術相随行。

26日 ▶権力乱用調査委員会(CIAA)，RNAC 元社長と取締役を収監。

5月1日 ▶国王，マジガインヤ水資源相の辞職を承認。

2日 ▶ CIAA, 首相に RNAC のラウダ・エアー機リース汚職疑惑に関する質問状を送付。

3日 ▶ 首相, 首相自身も閣僚もリース契約に関わっていないと CIAA に返信。

7日 ▶ マハト財務相, ADB 総会でホノルル, 次いで国連 LDC 会議でブリュッセル訪問 (~20日)。

8日 ▶ 毛派系列学生組織 ANNFSU (R), 教育改革を求めて首都圏の私立学校を襲撃。全国約8000の私立校は14日から7日間閉鎖。

14日 ▶ 朱鎔基中国首相来訪 (~16日)。

23日 ▶ 下院会計検査委員会, RNAC と中国南西航空とのすべての契約, 特に4番目と9番目の契約は不正の疑いがあると結論。

25日 ▶ CIAA, RNAC のラウダ・エアー機リース汚職疑惑は外貨認可に関連すると結論。反汚職法違反で10人を起訴。

27日 ▶ 左派6党, 首相退陣を求めて全国ゼネスト (~29日)。

30日 ▶ NC 総裁, 党幹事長にスシル・コイララ, 党報道官に N・アチャリヤを任命。

6月1日 ▶ ビレンドラ国王, アイシュワリヤ王妃ら王族8人が王宮で銃撃され死亡。

2日 ▶ 政府, 王族の死亡を正式に発表。

▶ 王室会議で国王に重体のディベンドラ皇太子, 摂政にギャネンドラ殿下の就任が決定。

▶ 政府, 5日間の喪に服することを発表。国旗は13日間半旗に。

▶ 首都で市民のデモと警察が衝突。王族葬儀の際に首相の車が投石される。

▶ ビレンドラ国王夫妻らが荼毘に付される。

3日 ▶ 摂政のギャネンドラ, 王族射殺は王宮内で自動小銃が突然暴発した事故と発表。

▶ 各党, 声明を発表。毛派は, 王族射殺は陰謀であったとして, 全政党による暫定政府の設立と新しい憲法の制定を要求。

4日 ▶ ディベンドラ国王死去。政府は5日

間の喪に服することを決定。王室会議でギャネンドラを国王に決定。王位継承式開催。国王即位反対デモが警官と衝突, 2人死亡, 負傷者多数。国王夫人のコマルが王妃に。

▶ カトマンドゥとラリトプルに外出禁止令が発表される。5日, 6日も継続。

▶ 国王, 最高裁長官, 下院議長, 野党第一党党首からなる事件調査委員会を設置し, 3日以内に報告書を提出と表明。

▶ 外出禁止令下でディベンドラ国王葬儀。

▶ 国王の弟で王位継承権のないディレンドラ殿下死去。

6日 ▶ Kantipur 紙社長ら3人, 毛派共産党幹部の「王族の死亡は陰謀」との声明を掲載したとして治安妨害罪で逮捕される。15日に条件付きで保釈。

▶ 国王, ネパール統一マルクス・レーニン主義共産党(UML)書記長の事件調査委員の辞職表明(5日)を承認。

7日 ▶ ディレンドラ殿下の娘婿が記者会見。事件はディベンドラ皇太子の犯行と発表。

10日 ▶ 第10回国勢調査 (~26日)。

11日 ▶ ビレンドラ国王死後11日目の儀式。

14日 ▶ 王族射殺事件調査委員会, 国王に報告書を提出。記者会見が開かれディベンドラ皇太子の犯行と発表。

19日 ▶ 政府, 新治安維持規則を発表。

25日 ▶ 第20回国会開催 (~10月18日)。首相は14項目のアジェンダを発表。

26日 ▶ 国王, シュレスタ文化・観光・民間航空大臣の辞任を承認。

27日 ▶ 上院改選。60議席中 NC21議席に対し UML が23議席で上院最多議席を確保。

28日 ▶ 共産党ヴァルマ派, UML と統合。

29日 ▶ 国王, 上下両院で施政方針演説。

7月8日 ▶ 下院, 国王の施政方針演説への感謝決議を賛成多数で可決。左派は退場。

▶財務相，エコノミック・サーベイを発表。  
9日▶財務相，2001年度予算案発表。  
10日▶新しいクマリ(生神)が選ばれる。  
11日▶NC総裁，党報道官の辞任を承認。  
王位継承権をめぐる党幹事長との対立による。  
12日▶毛派，ロールパ部の警察署を襲撃。およそ70人の警官らを誘拐。誘拐された警察官救助のために国軍が派遣された模様。  
▶毛派，治安維持規則反対のゼネスト。  
13日▶ポウデル副首相 兼内相 辞任。  
18日▶RNACは5月26日付のラウダ・エアーとの契約をキャンセルしたと報道。  
19日▶コイララ首相辞任。  
20日▶17日に首都の私立校を襲撃したANNFSU(R)のスト要求で全国の学校休校。  
22日▶NC代表選挙でデウバはスシル・コイララを72対40(無効1)で破り首相に。  
23日▶首相，毛派に直接会談を呼びかけ。毛派も政府との会談に応じると発表。  
25日▶政府，電力料金引上げを決定。  
▶松浦ユネスコ事務総長来訪(～28日)。  
26日▶デウバ首相，13人の内閣を発表。  
27日▶コダック・ネパール社閉鎖と報道。  
▶内務省，23日の最高裁判決に従い4年前20郡で発行した国籍証明書を無効と通達。  
8月1日▶インドと商業次官会議(～5日)。  
▶水資源相，EurOrient社はアルンⅢ水力発電プロジェクトをキャンセルと発表。  
▶クレディ・アグルゴル・インドスエズ社，ネパール・インドスエズ銀行株を放出へ。  
4日▶米印合弁ALICOの営業認可下りる。  
5日▶RNAC，中国南西航空との契約を2カ月早めることに合意して終了。  
7日▶下院，野党の要求である武装警察と地方行政第4次改正の無効案を否決。  
8日▶最高裁，2000年6月のパタン特別選挙法廷の決定を覆す。ヌワルコット第1区の

当選者はUMLのR・P・ロハニに。

10日▶パタン控訴院，RNACの元社長と取締役を105日ぶりに保釈。

▶最下層ダリット出身でUMLのR・パーズワンが上院副議長に選出される。

12日▶下院，武装警察法と地方行政法第4次改正を野党案をもとに修正後に可決。

14日▶インド政府，12月5日のネパール・インド貿易条約自動更新前に見直しを通達。

15日▶西ベンガル州シリグリで左派各党と毛派共産党のブラチャングが会談。

▶パタン控訴院，チャタウト元観光相を170万<sup>ルピー</sup>の保釈金で釈放。

16日▶首相，下院で社会経済改革プログラムを発表。

17日▶政府，土地の売買を凍結。

▶シン・インド外相来訪(～19日)。

▶政府報道官にグプタ情報相就任。

20日▶ネパール・ブータン共同閣僚会議のため財務相，ティンブー訪問(～23日)。

▶政府はインドに亜鉛酸化物への反ダンピング税の撤回を要求，と報道。

22日▶国王，武装警察法，地方行政法第4次改正を承認。

25日▶政府，酒の販売規制や賭博禁止など毛派系女性組織の34項目の要求に同意。

29日▶社会経済改革のうちカースト差別撤廃プログラムとしてダリットが寺院で参拝。

30日▶政府と毛派の第1回会談開催。

31日▶政府，土地売買の禁止を解除。

9月4日▶Janadesh紙は毛派による郡人民政府が少なくとも22郡で樹立されたと報道。

9日▶ブータン人民党首が殺害される。

13日▶政府と毛派の第2回会談(～14日)。

16日▶15日の首都圏での大衆集会禁止の通達を受けて，毛派は首都で21日開催予定の大規模大衆集会を延期。

23日 ▶空港と給油施設を米軍機に提供する用意があるとの首相の発言が報道される。

24日 ▶ ANNFSU (R) のスト要求のため19日から閉鎖していた首都圏の学校が再開。

▶左派10党、非同盟中立の外交政策に反すると首相のアメリカ支援表明の撤回要求。

▶インド、ネパール国境地域に1万人弱の越境テロ・犯罪防止の部隊を配置と発表。

25日 ▶首相、下院でテロに対するグローバル・キャンペーンを全面的に支援と発言。

26日 ▶シン・インド外相の「毛派はテロリスト」との発言が報道される。

28日 ▶ネパール・インド相互貿易条約改正交渉(ニューデリー、～29日)。

10月4日 ▶アメリカ政府、ネパール石油公団に米軍機への給油が可能かを問い合わせ。

6日 ▶UML 幹部、8月から会談を重ねてきたマルクス・レーニン主義共産党(ML)との統合は不可能と述べる。

12日 ▶下院、土地改革法第5次改正を可決。

13日 ▶上院、女性の財産相続権を認める民法第11次改正を否決。

15日 ▶首相、下院で全政党的の合意のもとに新しい国籍法改正を提出する、と発表。

16日 ▶政府、拘留下の毛派幹部を釈放。

18日 ▶首相、閣僚28人を追加選出。

▶ネパール・インド貿易条約改正交渉(ニューデリー、～19日)。

28日 ▶パラス王子が正式に皇太子を継承。

11月3日 ▶ネパール・インド貿易条約改正交渉(カトマンドゥ、～4日)。

6日 ▶ブータン難民に関するネパール・ブータン外務次官会談(～7日)。

8日 ▶財務相、ニューヨークの国連総会、ノルウェー、フィンランド訪問に出発。

9日 ▶ネパール・インド貿易条約改正交渉(ニューデリー、～10日)。

10日 ▶毛派、共和国制の要求を取り下げ。

12日 ▶国王の義妹ブレクシャ王女事故死。

13日 ▶政府と毛派の第3回会談開催。

21日 ▶毛派、政府とは会談しないと発表。

22日 ▶IMFミッション来訪(～30日)。2001年度のGDP成長率を3%前後と予測。

23日 ▶毛派、全国で政府機関、軍、銀行を襲撃。人民解放軍を結成、プラチャンダが最高司令官に。共同革命人民会議の樹立を宣言。

25日 ▶緊急閣議とNC中央執行委員会緊急会議で毛派対策に国軍派遣が承認される。

26日 ▶国王、全土に非常事態宣言。テロ対策特別防止令を発令。国防会議は国軍派遣を決定。政府は毛派をテロリストと宣言。

▶中国と観光に関する覚書に署名。

27日 ▶首相、非常事態宣言に理解を求める国民向け演説。

28日 ▶情報省、報道規制要項を発表。

29日 ▶ネパール・中国非政府協力フォーラム開催(カトマンドゥ、～30日)。

12月3日 ▶インドとの貿易条約、3カ月の延長に合意。

▶財務相、カトマンドゥで開催される南アジア地域協力連合首脳会議への招聘のためにスリランカ、モルディブ、インド訪問を開始。4日には同様の目的で農業相がバングラデシュ、パキスタン、ブータン訪問を開始。

20日 ▶ネパール国立銀行、現金準備率の8%から7%への引き下げなどを発表。

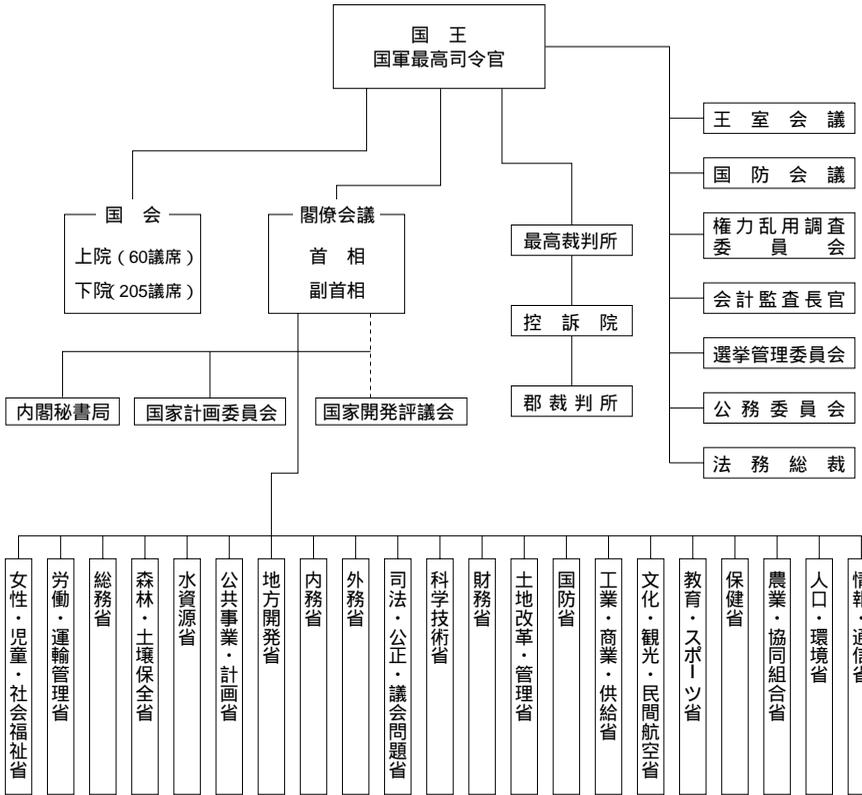
23日 ▶国防省、毛派掃討作戦が新たな段階に入ったと発表。治安維持活動から毛派訓練施設や基地の破壊活動へ移行。

▶全政党会議で非常事態を検討。

26日 ▶EU、ネパールに対する縫製品輸出の特恵を2004年末まで延長すると発表。

28日 ▶政府、ピザ料金の値下げなど不振の観光業界救済策を発表。

① 国家機構図(2001年12月末現在)



② 政府主要人名簿(2001年12月末現在)

内閣大臣

首相(兼王室問題, 国防, 外務)

Sher Bahadur Deuba

公共事業・計画

Chiranjibi Wagle

内務(兼地方開発)

Khum Bahadur Khadka

森林・土壌保全

Gopal Man Shrestha

財務

Ram Sharan Mahat

水資源

Bijaya Gachchhadar

文化・観光・民間航空

Bal Bahadur K. C

工業・商業・供給

Purna Bahadur Khadka

保健

Sharat Singh Bahadari

労働・運輸管理

Palten Gurung

情報・通信

Jaya Prakash Gupta

農業・協同組合

Mahesh Acharya

教育・スポーツ

Amod Prasad Upadhyaya

人口・環境

Prem Lal Singh

女性・児童・社会福祉 Rajendra Kharel  
 総務 Khemraj Bhatta Mayalu  
 司法・公正・議会問題 Narendra Bikram Nemwang  
 無任所 Rishikesh Gautam

**国務大臣**

科学技術 Bhakta Bahadur Balayar  
 土地改革・管理 Ram Janam Chaudhary  
 内務 Devendra Raj Kandel  
 地方開発 Duryodhan Singh Chaudhary  
 森林・土壌保全 Surendra Hamal  
 労働・運輸管理 Shiva Raj Joshi  
 水資源 Narayan Sharma Poudyal  
 外務 Arjun Jung Bahadur Singh  
 農業・協同組合 Laxman Prasad Mehta  
 女性・児童・社会福祉 Sushila Swanr  
 情報・通信 Hari Narayan Chaudhray  
 教育・スポーツ Narayan Prasad Saud  
 公共事業・計画 Keshab Thapa  
 文化・観光・民間航空 Sarbadhan Rai  
 保健 Mohan Bahadur Basnet  
 財務 Bharat Kumar Shah

**副大臣**

工業・商業・供給 Prakash Bahadur Gurung  
 土地改革・管理 Dilli Raj Sharma  
 司法・公正・議会問題 Nagendra Kumar Raya  
 公共事業・計画 Sabitri Bogati-Pathak  
 総務 Dil Bahadur Lama  
 水資源 Birendra Kumar Kanaudia  
 地方開発 Ajaya Kumar Chaurasiya Barai

**議会**

上院議長 Mohammad Mohsin  
 下院議長 Taranath Ranabhat

**司法**

最高裁判所長官 Keshav Prasad Upadhyaya

**国軍**

参謀長 Prajwalla SJB Rana

**憲法規定機関**

王室会議討議委員会委員長 Keshar Jung Rayamajhi  
 権力乱用調査委員会委員長 Surya Nath Upadhyaya  
 公務委員会委員長 空席  
 会計監査長官 Bishnu Bahadur K. C.  
 選挙管理委員会委員長 空席  
 法務総裁 Badri Bahadur Karki  
 憲法委員会委員長 Sher Bahadur Deuba

**その他**

国家人権委員会委員長 Nayan Bahadur Khatri  
 国家計画委員会委員長 Sher Bahadur Deuba

**③ ネパリー・ कांग्रेस政権閣僚名簿**

(2001年2月7日発足時)

**内閣大臣**

首相(兼王室問題, 総務) Girija Prasad Koirala  
 副首相(兼内務) Ram Chandra Poudel  
 外務 Chakra Prasad Bastola  
 財務 Ram Sharan Mahat  
 地方開発 Govinda Raj Joshi  
 公共事業・計画 Khum Bahadur Khadka  
 司法・公正・議会問題 Mahantha Thakur  
 情報・通信 Shiva Raj Joshi  
 保健 Ram Krishna Tamrakar  
 文化・観光・民間航空 Omkar Prasad Shrestha

科学技術	Surendra Prasad Chaudhary
教育・スポーツ	Amod Prasad Upadhyaya
森林・土壌保全	Prakash Koirala
水資源	Baladev Sharma Majgaiya
国防	Mahesh Acharya
農業・協同組合	Jaya Prakash Prasad Gupta
労働・運輸管理	Palten Gurung
人口・環境	Siddharaj Ojha

### 国務大臣

土地改革・管理	Mohammad Aftab Alam
農業・協同組合	Narendra Bikram Nemwang
水資源	Benup Raj Prasai
女性・児童・社会福祉	Kamala Devi Panta
工業・商業・供給	Krishna Prasad Sitaula
教育・スポーツ	Dilendra Prasad Badu
労働・運輸管理	Surendra Hamal
保健	Tirtha Ram Dangol
財務	Gopal Rai
公共事業・計画	Suresh Malla
内務	Hari Prasad Sapkota
文化・観光・民間航空	Mahadev Gurung
情報・通信	Puskar Ojha
森林・土壌保全	Shiva Kumar Basnet

### 副大臣

農業・協同組合	Ramhari Dhungel
地方開発	Keshar Man Rokka
外務	Romi Gauchan
工業・商業・供給	Mahendra Kumar Raya
土地改革・管理	Janak Raj Giri

### ④ テロ・破壊活動防止・処罰令(要約)

1. テロ、破壊活動、テロリストは下記のように定義される。武器、手榴弾、爆発物など装備・器具を使い、ネパール王国および

外国のネパール王国大使館に対して、安全および法と秩序を乱す目的を持って、財産の破壊、生命への危害、放火などの行為、脅迫・誘拐・殺害・攻撃などの行動、武器・爆発物・毒薬物などの生産・供給・輸出入・所有・取り引きなどの行為、集会および訓練などの行動、公共に恐怖を与える行動、現金・物品・財産の提供を強要する行為を行うこと。

テロおよび破壊活動を1人または集団で、報償のあるなしに関わらず、計画、促進、強制、宣伝、支援をした者。

2. ネパール国内で当令に該当する犯罪に関与し、外国に居住する者も処罰の対象である。

3. 政府はテロリストおよびテロ活動地域を宣言することができる。

4. テロおよび破壊活動防止のための自宅監禁を可能とする。

5. 法廷の審理は、政府により設置されて開かれる。

6. テロおよび破壊活動防止の任務にあたる者の負傷および死亡には治療・賠償費が支給される。

7. この発令の対象となるいかなるケースも、ほかの法令には制約されない。

8. テロリストの逮捕および逮捕に協力した者には報償が与えられる。

9. 非常事態宣言の規定にかかわらず、テロ・破壊犯罪防止・処罰法およびネパール王国憲法を侵害しない限り、表現、報道、出版、移動、通信システムは通常どおりの活動が可能である。

1 基礎統計

年	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000 <sup>1)</sup>	2000/01 <sup>2)</sup>
人口 (100万人)	21.02	21.53	22.04	22.57	23.11
為替レート(1ドル=ルピー 年平均)	56.98	61.44	68.30	68.98	73.70

(注) 1) 修正推計値。2) 推計値。

(出所) Central Bureau of Statistics, *Statistical Year Book of Nepal 2001*, Table 16.8.

2 産業別国内総生産 (実質:1984/85年度価格)

(単位:100万ルピー)

	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000 <sup>1)</sup>	2000/01 <sup>2)</sup>
農業・漁業・林業	32,529	32,867	33,761	35,439	36,853
鉱業	397	402	417	436	453
製造業	7,040	7,281	7,666	8,663	9,224
電気・ガス・水道	646	619	659	761	906
建設	7,929	8,080	8,621	9,089	9,327
商業・飲食業	8,755	9,233	9,605	10,184	10,522
運輸・通信・倉庫	6,266	6,736	7,187	7,726	8,251
金融・不動産	7,869	8,334	8,752	9,204	9,653
社会サービス	7,957	8,564	9,121	9,815	11,423
国内総生産 (GDP)	79,388	82,116	85,789	91,317	96,612
農業	32,529	32,867	33,761	35,439	36,853
非農業	46,859	49,249	52,028	55,878	59,759
GDP成長率 (%)	4.77	3.44	4.47	6.44	5.80

(注) 1) 修正推計値。2) 推計値。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey 2000/01*, Statistical Tables 1.1, 1.3.

3 国家財政

(単位:100万ルピー)

	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000	2000/01 <sup>1)</sup>	2000/01 <sup>2)</sup>
総支出	50,723.7	56,118.3	59,579.0	66,272.5	82,224.8	99,792.2
経常支出	24,181.1	27,174.4	31,047.6	34,523.3	43,460.9	49,321.9
開発支出	26,542.6	28,943.9	28,531.3	31,749.2	39,763.9	50,470.3
総収入	36,361.7	38,340.5	41,587.6	48,605.5	59,284.0	74,372.1
歳入	30,373.5	32,937.9	37,251.0	42,893.8	49,606.8	60,251.3
外国無償援助	5,988.2	5,402.6	4,336.5	5,711.7	9,677.2	14,120.8
財政収支	-14,362.0	-17,777.8	-17,991.4	-17,667.0	-23,940.8	-25,420.1
財政赤字補填						
外国借入	19,043.6	11,054.5	11,852.4	11,812.2	15,941.0	16,420.1
国内借入	3,000.0	3,400.0	4,710.0	5,500.0	7,000.0	9,000.0
現金残高	-2,318.4	3,323.3	1,428.9	354.8	999.8	0

(注) 1) 修正推計値。2) 予算案。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year*, 各年版。

## 4 国際収支

(単位：100万ルピー)

	1996/97	1997/98	1998/99	1999/2000 <sup>1)</sup>	2000/01 <sup>2)</sup>
1. 貿易収支	-70,998.8	-61,613.9	-52,002.3	-55,441.3	-27,399.9
輸出(FOB)	22,663.1	27,540.2	35,692.7	51,645.0	28,767.5
輸入(CIF)	93,661.9	89,153.8	87,695.0	107,086.3	56,167.4
2. サービス収支	39,360.7	29,127.5	30,201.3	26,445.7	11,081.4
収入	53,180.5	43,495.8	45,967.2	43,084.9	19,631.7
支出	13,819.8	14,368.3	15,765.9	16,639.2	8,550.6
3. 移転収支	15,130.1	17,297.9	22,036.1	23,368.2	11,565.5
収入	16,347.3	19,065.3	23,167.5	25,267.3	12,175.5
支出	1,217.2	1,767.4	1,131.4	1,899.1	610.0
4. 経常収支	-16,508.0	-15,188.2	235.1	-5,627.4	-4,753.3
5. 公的資本収支	8,390.2	10,369.6	9,100.7	8,878.4	3,803.1
外国借款	11,232.9	14,236.1	13,264.2	13,453.5	6,237.3
償還	-2,842.2	-3,866.5	-4,163.5	-4,575.1	-2,357.7
6. 海外直接投資	1,620.7	684.6	577.7	232.6	
7. その他	9,699.2	15,099.9	-74.0	10,950.6	4,494.1
8. 外貨準備増減(は増)	3,202.1	10,965.9	9,840.0	14,434.2	3,510.9

(注) 1) 暫定値。2) 7月16日から1月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ(Table 6.7)。

## 5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

	対インド			対インド以外			貿易収支	貿易総額
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支		
1994/95	3,124.3	19,615.9	-16,491.6	14,514.9	44,063.6	-29,548.7	-46,040.3	81,318.7
1995/96	3,682.6	24,398.6	-20,716.0	16,198.5	50,055.9	-33,857.4	-54,573.4	94,335.6
1996/97	5,226.2	24,853.3	-19,627.1	17,410.3	68,700.1	-51,289.8	-70,916.9	116,189.9
1997/98	8,794.4	27,331.0	-18,536.6	18,719.1	61,671.0	-42,951.9	-61,488.5	116,515.5
1998/99	12,530.7	32,119.7	-19,589.0	23,145.6	55,405.6	-32,260.0	-51,849.0	123,201.6
1999/00 <sup>1)</sup>	22,618.7	40,928.1	-18,309.4	29,004.3	66,038.1	-37,034.4	-55,343.8	158,589.8
2000/01 <sup>2)</sup>	17,692.3	29,976.8	-12,284.5	21,207.7	45,208.2	-24,000.3	-36,284.8	114,084.8

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。1) 暫定値。2) 7月16日から3月15日までの推計値。

(出所) 表2に同じ(Table 6.1)。

## 6 電力の生産・輸入・輸出

(単位：100万 kWh)

	消費	損失電力	生産および輸入	輸入	輸出
1994/95	839.3	278.2	1,117.5	113.8	39.5
1995/96	936.7	325.2	1,261.9	73.0	87.0
1996/97	1,027.8	340.8	1,368.6	154.0	100.2
1997/98	1,051.4	321.8	1,373.2	210.3	67.4
1998/99	1,113.6	362.4	1,475.0	232.4	60.0
1999/00 <sup>1)</sup>	1,269.4	380.8	1,650.2	173.9	95.0
2000/01 <sup>2)</sup>	1,531.6	458.1	1,989.7	120.0	180.0

(注) 1) 修正値。2) 推計値。

(出所) 表2に同じ(Table 4.2)。